

平成18年度第2回指定地域密着型サービス事業者の選定及び平成19年度第1回指定地域密着型サービス事業者の募集等について

1 平成18年度第2回指定地域密着型サービス事業者の選定

夜間対応型訪問介護について、平成18年度第1回募集において、3～5件募集したところ応募が1件であったことから、平成18年10月に3～4件の追加募集を行った。

その結果、2法人から2事業について協議が提出され、審査及び平成19年1月30日の地域密着型サービス運営委員会（介護保険事業計画ワーキンググループ）での意見聴取の結果、2法人2事業について選定を行った。

【選定の結果】

サービスの種類	募集件数	応募件数	選定件数	事業所所在地
夜間対応型訪問介護	3～4件	2件	2件	北区・伏見区深草

【選定後の状況】

今回の選定により、夜間対応型訪問介護は3事業所になる。市内全域におけるサービス提供体制の確保に向け、地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)による補助も活用しながら、平成19年度も事業所を引き続き募集する。

	(株)キャビック (第1回目選定事業者)	No.1	No.2
事業所所在地	右京区梅津段町8	北区	伏見区深草
事業実施地域	北：北山通りから観光道路 (きぬかけの道) 南：久世橋通り 東：東大路通りから竹田街道 西：物集女街道(桂坂及び 洛西ニュータウンも対応)	北区・上京区 ・中京区	伏見区 (深草地域及び醍醐 地域を含む。)
開始年月日 (予定)	19年2月1日	19年度	19年度

(事業未実施地域)

左京区：北山通り以北，東大路通り以東

東山区：九条通り以南，東大路通り以東

山科区：全域

南区：久世橋通り以南

右京区：観光道路(きぬかけの道)以北

西京区：大原野地域

2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る選定辞退について

平成18年度第1回に選定された案件について、次のとおり辞退の届出があった。
辞退があった事業及び日常生活圏域については、平成19年度第1回目の募集において、募集件数及び未整備の日常生活圏域に加える。

【辞退の届出があった案件】

事業所所在地 (日常生活圏域)	サービスの種類	辞退理由
東山② (六波羅・清水・貞教・修道)	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	近隣地権者との調整が難航し、 進入路の確保が困難。
南⑤ (吉祥院・祥豊)	認知症対応型共同生活介護	借家人が立ち退きに応じない ため、土地の確保が困難。
深草③ (深草)	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	近隣地権者等との調整が難航 する等、土地の確保が困難。

3 指定地域密着型サービス事業者の選定後の計画地の変更について

平成18年度第1回に選定された案件について、実施段階で相続人や借家人等関係者の影響により整備用地の確保が難航し、事業の実施が困難となる事例が生じている。

本市では、事前協議に当たって、協議者に対して計画地の土地・建物の賃貸借に係る仮契約書や土地所有者等の承諾書の提出を求めていることから、今後も同様に、実施段階で計画どおりに実施できなくなることも予想される。このことが、地域密着型サービスの基盤整備の遅れにつながることから、選定における公正・公平性を担保するとともに、同日常生活圏域での事業実施を確実なものとするため、以下の全ての要件に該当する場合、計画地の変更を認めることとする。(平成19年度選定案件から適用する。)

なお、計画変更を認めるに当たっては、地域密着型サービス運営委員会（京都市民長寿すこやかプラン推進協議会介護保険事業計画ワーキンググループ）において協議し、承認を得るものとする。

【計画地の変更を認める要件】

- ① 選定した計画地と同一の日常生活圏域内であること。
- ② 当初の選定において、同一の日常生活圏域、同一のサービス種類の競合案件がなかったこと。
- ③ 新たな計画地の地理的要件、建物構造、設備等において、再度採点した結果、当初に選定したときの評価順位を下回っていないこと。
- ④ 新たな計画地の土地・建物の確実な確保について、仮契約書や土地所有者等の承諾書などによって確認できること。

※ 上記①～④の条件を満たしている場合において、当初に選定した計画が複数の地域密着型サービスを一体的に運営するものであるときは、新たな計画地において、一部の地域密着型サービスのみを実施し、その他の地域密着型サービスを辞退することを認める。

ただし、（新たに整備する）地域密着型介護老人福祉施設に併設する案件にあっては、当該地域密着型介護老人福祉施設を辞退することを認めない。

4 本市以外の市町村に所在する指定地域密着型サービス事業者の指定について

市町村長が行う地域密着型サービス事業者の指定の効力については、当該市町村の被保険者にのみ効力を有するものとされ、他市町村に所在する事業所は、事業所所在地の市町村の同意がある場合に限り指定することとされている。

本市では、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、一定の要件に該当する場合を除き、原則として、他市町村に所在する事業所の指定及び他市町村による本市事業所の指定に係る同意を行わないこととしているが、既に定めている要件以外に、指定又は指定に係る同意が必要と判断される事例があることが判明したことから、要件の見直しを行う。(下波線部が新たに追加する要件)

【本市が他市町村に所在する事業所を指定する要件】

- ① 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護について、本市と隣接市町の境界付近に居住している本市被保険者が、本市と当該市町との境界付近に所在する隣接市町の事業所を利用するため（具体例：伏見区南桃山に居住する被保険者が、宇治市内の認知症対応型通所介護事業所を利用できるようにするために、本市が宇治市内の認知症対応型通所介護事業所を指定する事例）
- ② 認知症対応型通所介護について、若年性認知症である本市被保険者が、若年性認知症に対応する専門的プログラムを実施している他市町村の事業所を利用するため
- ③ 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護について、他市町村に所在する住所地特例施設（ケアハウス、有料老人ホーム等）に入居している本市被保険者が、当該住所地特例施設が所在する市町村に所在する事業所を利用するため（例：他市町村のケアハウスに入居している本市被保険者が、当該市町村内の認知症対応型通所介護事業所を利用できるようにするために、本市が当該市町村内の認知症対応型通所介護事業所を指定する事例）

※ 住所地特例施設の対象が拡大されたことに伴う措置

- ④ みなし指定の事業所の運営法人が変更になる等により、みなし指定の事業所がいったん廃止され、事業所所在地の市町村によって改めて指定が行われる場合に、みなし指定の事業所を利用していた本市被保険者が、改めて指定された事業所を引き続き利用するため

※ 運営法人の経営難等による事業所の譲渡等に対応するための措置

【本市が他市町村による本市事業所の指定に同意する要件】

本市が他市町村に所在する事業所を指定する場合と同様の考え方に基づき、同意の可否を判断する。

5 平成19年度第1回指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事前協議の受付について

(1) 事前協議を受け付けるサービスの種類及び事業所数並びに優先的に募集する区域
別紙1のとおり。

(2) 選定までの日程

平成19年3月上旬 事前協議書等の用紙配布開始
 3月19日 事業者説明会, 事前協議の受付開始
 5月18日 事前協議の受付締切り
 5～7月 書類審査
 計画地の現地調査及び協議者の運営する既存事業所への
 実地調査
 地域密着型サービス運営委員会の意見聴取
 7月 選定結果の通知

(3) 以下のいずれかの場合は選定しない。(募集要項に明示)

ア 事前協議書の記載について補正困難な不備があるとき又は指示した期間内に記載不備の補正若しくは添付書類の追加の指示に応じないとき。

イ 協議者又は協議者の役員に違法行為又は不正行為による処分歴があるとき。

ウ 協議事業の計画地と同一の日常生活圏域内に、既に同一種類のサービスに係る事業所があるとき。(別紙2参照)

エ 協議事業の計画地が工業専用地域又は市街化調整区域であるとき。

オ 協議事業を実施することにより、協議事業と同一種類のサービスに係る利用定員の総数が、計画地及び近隣(同一区・支所内)の日常生活圏域の必要利用定員総数の合計を超過するとき。

カ 既存建物を利用する場合において、当該建物がいわゆる違法建築であるとき。

キ 事前協議書の記載内容の評価が一定の水準を下回るとき。

ク 既存事業所において繰り返し指導を受けている等、その他協議事業の実施について、著しい支障があるとき。

【第3期事業計画期間における募集件数予定】

	18年度選定済み事業所数 (辞退は除く)	19年度	20年度
夜間対応型訪問介護	3箇所	2箇所	—
認知症対応型通所介護	4箇所	2箇所	2箇所
小規模多機能型居宅介護	3箇所	9箇所	4箇所
認知症対応型共同生活介護	9人分	108人分	27人分
	1ユニット	12ユニット	3ユニット
地域密着型特定施設	—	58人分	—

※ 第1回目の募集において、19年度の募集件数に達しないサービスについては、第2回目の募集を行う。

募集する地域密着型サービス事業所数（平成19年度第1回）

※ 募集区域における優先順位は、(A) > (B) > (C) > (その他の区域) として設定しています。

夜間対応型訪問介護事業所

募集箇所数	募集する区域
2箇所程度	全市単位。ただし、山科区をサービス提供エリアに含むものを優先します。

認知症対応型通所介護事業所

	募集箇所数	優先的に募集する区域		
平成19年度開所 平成20年度（上半期）開所	2箇所程度	(A)洛西	(B)上京・ 左京・山科 ・南	(C)右京・ 伏見・深草

小規模多機能型居宅介護事業所

	募集箇所数	優先的に募集する区域	
平成19年度開所	5箇所程度	(A)上京・中京・ 東山・南・西京・洛西	(B)右京
平成20年度（上半期）開所	4箇所程度		

認知症対応型共同生活介護事業所

	募集箇所数	優先的に募集する区域		
平成19年度開所	9ユニット程度	(A)深草	(B)上京・ 南・洛西・ 伏見	(C)左京・中 京・東山・ 下京
平成20年度（上半期）開所	3ユニット程度			

※ 1事業所1ユニットに限ります。

地域密着型特定施設

	募集箇所数	優先的に募集する区域
平成19年度開所	1箇所程度 (29人分)	全市単位。ただし、介護保険施設の少ない地域、高齢化の進んでいる地域を優先的に選考します。
平成20年度(上半期)開所	1箇所程度 (29人分)	

既存事業所及び整備予定事業所の状況

(平成19年2月1日現在)

	認知症対応型 通所介護事業所	小規模多機能型 居宅介護事業所	認知症対応型 共同生活介護事業所
北 区	4<40> (①, ②, ③, ④)	2 (③, ④)	5<56> (③×2, ④, ⑤×2)
上京区	1<12> (①)	—	2<27> (③×2)
左京区	2<20> (⑨, ⑩)	2 (④, ⑥)	5<51> (①, ⑦, ⑨×2, ⑩)
中京区	2<21> (④, ⑥)	—	2<36> (①, ③)
東山区	1<12> (①)	—	1<18> (①)
山科区	1<12> (②)	1 (④)	4<50> (①, ③, ④×2)
下京区	2<24> (②, ⑤)	1 (⑤)	3<26> (①, ②, ⑤)
南区	1<10> (②)	—	1<18> (②)
右京区	3<25> (①, ⑩, ⑪)	1 (⑥)	4<72> (①, ⑥, ⑦, ⑩)
西京区	2<22> (①, ②)	—	3<50> (①×2, ④)
(洛 西)	—	—	1<9> (①)
伏見区	2<20> (⑧×2)	2 (①, ⑧)	3<24> (③, ⑤, ⑧)
(深 草)	1<10> (③)	1 (①)	—
(醍 醐)	1<12> (④)	1 (④)	2<27> (④×2)
計	23<240>	11	36<464>(54ユニット)

※ ○数字は、各区・支所区域の日常生活圏域を示す。

※ <>内は定員数。